

一般社団法人ディスプレイ国際ワークショップ寄付金取扱規則

2023年4月7日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人ディスプレイ国際ワークショップ（以下、「IDW 法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の申し込み)

第2条 寄付金の申し込みは紙面（別紙様式1）に拠る。

(寄付金を受け入れることができない条件等)

第3条 次に掲げる条件の付された寄付金、又は反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）からの寄付金は受け入れることができないものとする。

- (1) 寄付金の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - イ) 寄付者に寄付の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ) 寄付者が寄付の経理について監査を行うこと
 - ハ) 寄付後に寄付者が寄付の全部または一部を取り消すことができること
 - ニ) 寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡または使用させること
 - ホ) その他、理事会が IDW 法人の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄付金を受け入れることにより、IDW 法人の業務、財政、または名誉に負担または支障が生じると認められるとき、その他寄付金が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(寄付金の受け入れ決定)

第4条 寄付金受け入れは、第3条の条件に該当しないことを確認のうえ、受け入れの可否を理事会で決定する。

- 2 受け入れが決定した寄付金は、一般会計に繰り入れるものとする。
- 3 寄付金の受け入れが決定したときは、寄付者に対しその旨を通知する。

(寄付金振り込みの依頼)

第5条 寄付金の受け入れの決定があったときは、寄付者に対し、別に定める「寄付金振込依頼書」を送付するものとする。

(寄付金の受領書の送付)

第6条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、IDW 法人の事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄付金の受入後の取り扱い)

第7条 寄付金は、受入後から支出までの間、定款による収入支出の定めるところにより取り扱うものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て実施する。

寄付申込書

一般社団法人ディスプレイ国際ワークショップ
会長 面谷 信 殿

貴法人の趣旨に賛同し、下記に申し込みます。

記

1. 法人名または氏名: ○○○○○○ 印
住所: 〒***-****
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
電話番号: ○○-○○○○-○○○○
担当者名 (法人の場合): ○○○○○
担当者連絡先:
2. 申込金額: 金 円也
3. 払込日(見込み): 20○○年 ○○月 ○○日頃
4. 申込内容:
- (ア) 寄付金
申込金額: 金 円也
- (イ) 用途について
 指定しない
 以下の通りとする
・ (例) IDW '23 への助成金 (Display Night 開催費など)
- (ウ) 余剰金について
 返金希望
 当該法人の他事業への活用を希望
5. 領収証書 (申込者名と宛名が異なる場合にチェックして記入):
 書面宛名: _____